

安芸高田市総合計画審議会の運営について

安芸高田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項のうち、「安芸高田市総合計画審議会条例」に定めのない事項については、次のとおり取り扱うこととします。

1. 審議会の傍聴について

審議会の傍聴に関する事項を、別添「安芸高田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準」のとおり定めます。

2. 審議会の会議録等の公表について

審議会の会議録は、氏名を表示せず、内容は議事要旨とします。議事要旨は資料とともにホームページ等で公表します。